

(案)

沖縄県職業能力開発審議会運営要領

(趣旨)

第1条 沖縄県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続
その他審議会の運営に関し必要な事項は、沖縄県職業能力開発審議会設置条
例（昭和47年9月9日条例第114号）に定めるもののほか、この要領の定
めるところによる。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする
ときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知す
るものとする。ただし、会長が欠けたときは、知事が招集に係る職務を行
う。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知し
た上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合
においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

(資料提出その他の協力)

第3条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提
出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び勧告)

第4条 審議会に対する諮問は、沖縄県知事は文書をもって行い、かつ、効率
的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が沖縄県知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる
情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害さ
れ、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、商工労働部労働政策課長に委任する。

(議事録の作成、公開)

第6条 審議会においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席委員名
- (4) 議事の概要
- (5) 会議の公開・非公開の別
- (6) 非公開とした場合は、その理由

2 議事録は、第5条第1項各号の規定により非公開とする場合を除き、公開する。

3 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(公開の方法等)

第7条 審議会の会議の公開は、審議会が傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議における秩序の維持のため、傍聴に係る手続及び遵守事項等について、別紙「沖縄県職業能力開発審議会傍聴要領」(以下「傍聴要領」という。)を定める。

3 傍聴を認める定員の決定については、商工労働部労働政策課長に委任する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要領は、令和7年8月 日から施行する。

沖縄県職業能力開発審議会傍聴要領（案）

沖縄県職業能力開発審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (4) 今回の会議の傍聴定員は〇〇名です。なお、報道機関については定員に含めません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切ること。
- (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

受付名簿

NO	氏名	住所	所属機関
1			
2			
3			

○ 附属機関等の会議の公開に関する指針（抜粋）

3 会議の公開

附属機関等の会議は、次のいずれに該当する場合を除くほか、公開するように努めるものとする。

- (1) 法令若しくは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

○ 沖縄県情報公開条例 第7条各号に掲げる情報について

第1号 法令秘事項

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報

第2号 個人に関する情報

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

第3号 法人等に関する情報

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

第4号 公共の安全等に関する情報

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの

第5号 公共の安全等に関する情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

第6号 審議、検討等に関する情報

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第7号 事務又は事業に関する情報

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの